

## 集合住宅等におけるテレビ共聴設備の技術要件

※当社伝送路に接続する集合住宅等のテレビ共聴設備は、その能力、仕様別に、下表の基準に従い設備してください。  
 なお、この技術要件に適合しないテレビ共聴設備は、その接続を拒むことがあります。

区分	項目	要件
テレビ共聴設備の能力、仕様における名称の定義	必要な伝送帯域	地上波・ケーブルテレビ：70～770MHz
		BS・110度CS：1032～2681MHz(110度CS信号なし)
共聴設備に使用する機器、材料	製造メーカー、特定機種	本書に定める仕様および各種法令に適合していること 特定のメーカー、機種指定なし
	同軸ケーブル	「JIS C 3502 テレビジョン受信用同軸ケーブル」に定める「S-5C-FB」または、同等以上の減衰特性、遮蔽特性、機械強度を有していること
		・5C-FB(Sなし)は可、BSありの場合は不可
		・3C、4Cなど不可 ・2V、FVなど不可
	増幅器(ブースター)	下り帯域の特性
		・70～770MHzの伝送帯域を増幅可能であること(ケーブルテレビ対応)
		・1030～3224MHzの伝送帯域を増幅可能であること(BS/CS左旋波対応) ・利得、出力レベルは、設備に応じて必要な能力を有していること
	分岐器・分配器	金属筐体であること 全端子F型コネクタであること
壁面端子、直列ユニット	全端子F型コネクタであること(裏面を含む)	
機器類収容盤	各機器の設置において、十分なスペースを確保すること ケーブル類は、許容曲げ半径以内で接続すること 当社が使用する光ケーブルの許容曲げ半径はR15mm	
埋設管路、露出管路	ケーブル類は、許容曲げ半径と許容張力に適合する径の管路および経路に敷設すること 当社が使用する光ケーブルの許容曲げ半径はR15mm、許容張力は147N	
引込受点と設備保有の分界	引込線および放送用ONU	引込線受点および放送用ONU設置場所は、物件敷地外周に隣接した建築物外壁とすること ただし、引込柱が引込線受点となる場合は、館内初段盤内にONUを設置してもよい ※引込柱から館内初段盤までの間に単独管路をご用意ください ※館内初段盤から初段増幅器設までの間に同軸ケーブルを敷設してください
		放送用ONUの設置場所は、法令の定め、安全上、保守上の配慮から、屋外設置の盤内への設置は可能、屋内への設置は不可
		引込線受点の受金物、バンド等の設置は当社にて施工可能。構造、意匠等の都合がある場合は、お客様にて事前施工すること 引込線および放送用ONUは、当社で設置
設備保有の分界	ONU二次側端子(設備保有の分界)	
設計基準	当社引込線において提供する信号強度	ONU出力端子において、下記の信号強度出力 ・70～770MHz 85±2dBμV ・1000～2681MHz 85±3dBμV(BS放送左遷信号対応)
	壁面端子、直列ユニットにおいて必要とする信号強度	・各端子において、56～76dBμV(デジタル値)の信号強度を確保できること
	増幅器(ブースター)の多段接続の制限	増幅器の多段接続は極力避けること
		多段接続を実施する場合は、2段までとすること 宅内共聴設備の規模等により、これを超える場合は、当社に事前相談 壁面端子、直列ユニットは、多段接続された増幅器の最終段配下に接続されること
	増幅器(ブースター)の調整	増幅器は定格値での運用を標準とし、歪み、雑音の発生を極力小さくするよう、適切に調整すること
その他	各共聴機器の設置場所および同軸ケーブルの接続場所は、点検可能な場所とすること 集合住宅等の専有部分に、他の専有部分と共用する配線および機器を設置することは、可能な限りさげること 各種法令に適合すること	
他の放送等との混合	アンテナなど、他の供給源からの地上波放送との混合	アンテナ受信または他事業者の再送信による地上波放送との混合は禁止(周波数帯域が重複するため、正常な信号伝送不可)
	有線放送との混合	有線放送との混合不可(ケーブルテレビの放送と周波数帯域が重複するため、正常な信号伝送不可)
	BS放送、CS放送のIF信号との混合	混合可能混合にあたっては、下記の基準にて施工すること
		BS・CSとケーブルテレビの混合、分波には、周波数帯域が適合した混合・分波器を使用すること(分配器等による代用の禁止) BS・CSの伝送に関する部分の仕様等について、当社は関与致しませんが、ケーブルテレビ帯域の伝送に支障のないよう設計施工すること
自主放送との混合	不可	

## 集合住宅等における配線・配管等の設計・施工について

区分	項目	要件
引込受点と 設備保有の分界	引込線および光成端箱	引込線受点および光成端箱の設置場所は、物件敷地外周に隣接した建築物外壁とすること ただし、受点付近から配管等で屋外共用盤と接続されており、屋外共用盤から各戸室内まで配管等により光配線が可能な場合に限り、光成端箱の設置場所を屋外共用盤内も可能 引込柱が引込線受点となる場合は、共用盤から各戸室内まで配管等により光配線が可能な場合に限り、初段盤内を光成端箱の設置は可能 ※引込柱から初段盤内まで、各戸室分の配線が可能な管路をご用意ください
		光成端箱の設置場所は、法令の定め、安全上、保守上の配慮から、屋外設置の共用盤内への設置は可能、屋内への設置は不可
		引込線受点の受金物、バンド等の設置は当社にて施工可能。構造、意匠等の都合がある場合は、お客様にて事前施工すること
	設備保有の分界	引込線および光成端箱は、当社にて設置  光成端箱二次側接続点(設備保有の分界)
共用部設備に 有する仕様	製造メーカー、特定機種 の指定	本書に定める仕様および各種法令に適合すること 特定のメーカーや機種の指定なし
	機器類収容盤	各機器の設置において、十分なスペースを確保すること ケーブル類は、許容曲げ半径以内で配線・接続すること 当社が使用する光ケーブルの許容曲げ半径はR15mm
	埋設管路、露出管路	ケーブル類は、許容曲げ半径および許容張力に適合する径の管路および経路に敷設すること 当社が使用する光ケーブルの許容曲げ半径はR15mm、許容張力は147N
設計基準	配管設備	強電設備との共有は禁止 他の弱電設備との共有は可能な限り避けること。単独での設計が望ましい 適切な配管種類、配管径および曲げ半径を考慮した設計を行うこと
	共用盤設備	強電設備との共有禁止 適切な収容スペースを有する設計
その他	各戸室内配線について	各戸室内向けの配管等がない場合、建築物外壁に露出配線を行い、各室内へ既設穴(エアコンダクト穴等)より配線を行う
		各戸室内向け外壁面配管等の設置は当社にて施工可能。工事費はお客様負担。構造、意匠等の都合がある場合は、お客様にて事前施工すること
		光成端箱二次側接続点以降の各戸室内配線の損傷等による修理費はお客様負担